

『パートナーシップ構築宣言』

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

【当事務所が重点的に取り組む個別項目】

a. 企業間の連携

→ 社会保険労務士事務所として、他の士業や中小企業支援機関との連携を強化し、事業承継支援や組織改革支援を進めます。

b. IT 実装支援

→ クライアント企業に対して、労務管理システムやクラウド勤怠管理等の導入支援、ならびに情報セキュリティに関する基本的な助言を行います。

e. 健康経営に関する取組

→ 健康経営優良法人認定取得支援や、職場環境改善・メンタルヘルス対策等の助言を提供します。

2. 「振興基準」の遵守

当事務所は、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる不適切な取引慣行や商慣行を是正するよう積極的に取り組みます。

また、下請取引に限らず、取引上の立場に優劣がある場合にも、取引の適正化に努めます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定にあたっては、下請け事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。

その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他(任意記載)

当事務所は、報酬改定時などにおいて、その根拠と背景を明確に伝え、下請・受託側にも価格転嫁の理解が進むよう努めます。

サプライチェーン全体の共存共栄の意義について、セミナーや講演、業界団体を通じて発信していきます。

今後、「ホワイト物流」などの取組についても、関係する企業との連携を視野に入れ、取引の適正化を進めてまいります。

令和7年6月20日

企業名 片岡労務管理・相談事務所

役職・氏名 代表 片岡 良祐